

# 令和7年度 座間市例規システム及び例規執務支援業務委託に係るプロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、例規改正及び例規審査等の法制執務に係る業務の効率化、例規集維持管理における確実性・正確性の向上とともに、法令改廃情報等の迅速な把握・提供及び法制執務能力の向上を目的として、「座間市例規集データベースシステムの構築及びデータ更新等」の業務委託について、指名型のプロポーザル方式により事業者からの提案を募集し、最も適した受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 件名

令和7年度 座間市例規システム及び例規執務支援業務委託

### (2) 契約期間

契約締結日から令和12年11月30日まで

システム運用期間

令和7年12月1日から令和12年11月30日まで

### (3) 業務内容

令和7年度 座間市例規システム及び例規執務支援業務委託仕様書のとおり

## 3 予算限度額（消費税相当額を含む。）

19,902,960円

※契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示す金額

## 4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 法人税、消費税、地方消費税、事業税又は県民税を滞納していない者であること。
- (2) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (3) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条例第4号に規定する暴力団員等若しくは同条例第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。

- (5) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 本件と同種の契約を地方公共団体との間で締結した実績があり、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる者であること。

## 5 説明会

本プロポーザルに関し、説明会は実施しない。

## 6 参加意思表示手続

### (1) 提出書類（各1部）

ア プロポーザル方式提案書等提出意思確認書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 事業者等の概要報告書（様式任意。事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの）

### (2) 提出先

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市総合政策部行政管理課

### (3) 提出方法

座間市総合政策部行政管理課に持参又は郵送すること。郵送の場合は、特定記録郵便で提出すること。

### (4) 提出期限

令和7年4月10日（木）午後5時15分まで

※持参の場合は土曜・日曜日を除く、午前8時30分～午後5時15分

## 7 提案書の受付

提案書の提出は、次のとおりとする。

### (1) 提出書類（各9部。ただし、押印が必要なものは正本1部、副本8部とする。）

ア 届出書（様式3）

イ 業務実績確認書（様式4）

ウ 見積書（様式5）

※見積額には消費税を含む。

※積算根拠を明らかにした書類（任意様式）を添付すること。

エ 提案書（様式6）

### (2) 座間市総合政策部行政管理課に持参又は郵送すること。郵送の場合は、特定記録郵便で提出すること。

(3) 提出期限

令和7年4月21日（月）午後5時15分まで

8 提案書に関する質問と回答

提案書の作成に当たっての質問を電子メールにより受け付ける。

(1) 質問受付期間

令和7年4月14日（月）午後5時15分まで

【提出先アドレス】 [gyoukan@city.zama.kanagawa.jp](mailto:gyoukan@city.zama.kanagawa.jp)

(2) 回答方法

質問事項と市の回答を、参加意思表示手続をした者それぞれに電子メールで通知する。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

提案書の内容を評価するに当たり、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時

令和7年5月13日（火）

時間は、別途通知する。

(2) 場所

座間市役所 5階5-7会議室

(3) 時間

説明40分（準備時間は含まない。）、質疑応答10分

(4) その他

説明者は3人以内とし、必要とする機器があるときは、参加者が用意すること。ただし、参加者の申出により、市が所有するプロジェクター及びスクリーンを借用することができる。

10 評価及び結果通知

(1) 選定委員会

評価は、座間市例規システム及び例規執務支援業務委託候補者選定委員会を設置し、実施する。

(2) 評価基準

別紙評価基準のとおり。

(3) 候補者の選定方法

(2)に規定する評価基準により評価を行い、提案書の評価点を合算し、最高得点を取得した提案者を受託候補者として選定する。この場合において、最高得点取得者が同点で複数いる

ときは、審査項目のうち「例規システム」及び「法制執務支援システム」の合計点数が高い者を上位とする。当該合計点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。

#### (4) 結果通知

結果の通知については、プロポーザル参加者にプロポーザル方式提案書等評価結果通知書により通知する。

### 1 1 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案はすることができない。また既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 「4 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

### 1 2 その他

- (1) プロポーザルに係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 提案書は1者1提案までとし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 市は、提出された書類について、座間市情報公開条例(平成16年座間市条例第17号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。なお、同条例第15条に基づき非公開としたい情報は、非公開としたい情報届出書(様式7)により届け出ること。
- (5) 市は、提出された書類について、提出した者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。

### 1 3 スケジュール

|   | 項目               | 日付           |
|---|------------------|--------------|
| 1 | プロポーザル方式指名通知     | 令和7年4月4日(金)  |
| 2 | 参加意思表示手続締切       | 令和7年4月10日(木) |
| 3 | 質問締切             | 令和7年4月14日(月) |
| 4 | 提案書提出締切          | 令和7年4月21日(月) |
| 5 | プレゼンテーション及びヒアリング | 令和7年5月13日(火) |
| 6 | 評価結果通知発送         | 令和7年5月23日(金) |
| 7 | 契約締結予定           | 令和7年6月下旬     |

### 1 4 問合せ先

座間市総合政策部行政管理課法制係 担当 江口  
電 話 046-252-8263 (直通)

F A X 046-255-3550

E-mail [gyoukan@city.zama.kanagawa.jp](mailto:gyoukan@city.zama.kanagawa.jp)